

自転車をご利用の皆さん!

自転車 安全利用五則 守っていますか?

STOP! ながら運転



岡山市交通安全キャラクター まもも

周りの音が聞こえにくかったり、見えにくかったりする状態で自転車を運転するのは、交通事故の原因になってとても危険!安全に操作できない「ながら運転」は絶対にやめようね!

01



車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

道路交通法上、自転車は車両です。したがって、歩道と車道の区別のあるところは車道通行が原則です。

普通自転車が歩道を通行することができる場合は、歩道に「普通自転車歩道通行可」の標識等があるときや、13歳未満の子どもや70歳以上の高齢者、身体の不自由な人が自転車を運転しているとき等です。

普通自転車が歩道を通行する場合は、車道寄りの部分を徐行しなければなりません。歩行者の通行を妨げるような場合は一時停止しなければなりません。

02



交差点では信号と 一時停止を守って、安全確認

自転車が道路を通行する際は、信号機等に従わなければいけません。一時停止標識のある場所、踏切等では必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。

03



夜間はライトを点灯

無灯火は、他から自転車が見えにくくなるので非常に危険です。安全のため、夜間はライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

04



飲酒運転は禁止

お酒を飲んで運転することは、非常に危険です。自動車の場合と同じく、酒気を帯びて自転車を運転してはいけません。

05



ヘルメットを着用

自転車を運転する場合は、事故による被害を軽減させるため、年齢に関係なくすべての利用者が乗車用ヘルメットをかぶりましょう。

